

9月10日は下水道の日です

都市整備課 内線 288 1階 ⑤番窓口

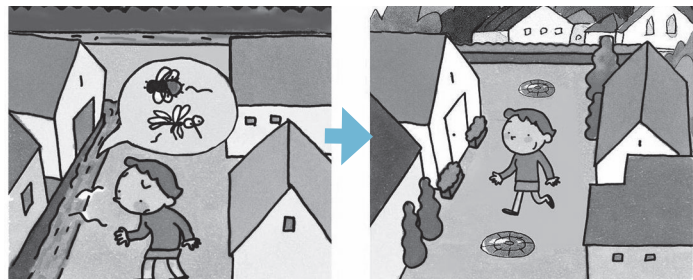


公共下水道へ接続しましょう

下水道を利用できる区域で、まだ下水道へ接続されていない方は、1日も早く接続をお願いします。浄化槽を使用している方はすみやかに、くみ取り便所を使用している方は供用開始から3年以内に接続をお願いします。新築、増改築をされる場合は、排水を雨水と生活雑排水に分けた分流式で施工すると、将来下水道への接続が経済的でスムーズに行うことができます。

公共下水道の役割

下水道へ接続すると家庭や工場・事業所からの排水は公共下水道に流れるため、側溝が衛生的になり、蚊やハエ等の発生が減少し、臭いもなくなり街がきれいになります。



下水道へ接続前

下水道へ接続後

また、河川や海にも排水が直接流れることがなくなるため、水環境が改善され、魚や小鳥の住む豊かな自然が守れます。

次の世代へ良好な水環境を残していくために下水道へ接続し、地域の生活環境の向上にご協力ください。

工事にご協力をお願いします

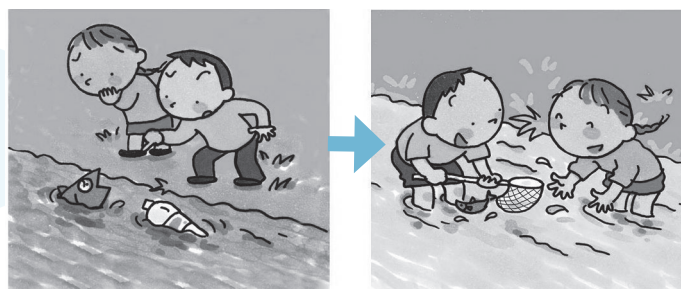
下水道を利用できる区域を広げるために毎年工事を進めています。工事にあたって交通規制等、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

下水道は大切な財産です

「下水道」は町民のみなさまの大切な財産です。大切に正しく使用してください。下水道事業へのご理解ご協力をお願いします。

問い合わせ 都市整備課 内線285・288

1階 ⑤番窓口



下水道へ接続前

下水道へ接続後

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況をお知らせします。

◆閲覧期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

住民課 内線 249 1階 ①番窓口

閲覧の年月日	申出者氏名	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和2年7月8日	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	朝日新聞社 マーケティング本部 マーケティング部	新聞およびWeb利用に関する総合調査(くらしと情報についてのおたずね)	南山名地区
令和2年7月21日	一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治	総務省 大臣官房総括審議官	「通信利用動向調査」	町内全域
令和2年9月1日	株式会社 RJCリサーチ 代表取締役 守住 邦明	国立病院機構 久里浜医療センター	「ギャンブル等依存症の実態に係る調査・研究事業」	高雄地区
令和3年1月21日	株式会社 サーベイリサーチセンター 名古屋事務所長 水口 行雄	国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	「河川環境整備事業に関するアンケート調査」	町内全域

家の中の安全対策をしておく

大規模地震発生時には「家具は必ず倒れるもの」と考えて、家具の固定を行い、家具の向きや配置を工夫しましょう。地震対策補助金(最大1万円の補助)もご活用ください。

避難情報を5段階の「警戒レベル」でお知らせします

大雨などによる災害の危険度をわかりやすく伝えるため、下記の5段階の「警戒レベル」を用いた避難情報等の運用が開始されています。情報を正しく理解し、警戒レベルに応じた適切な避難行動をとりましょう。なお、令和3年5月20日から、避難指示(緊急)と避難勧告は避難指示に一本化されました。

警戒レベル ※1	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5 (災害発生)	すでに災害が発生しています。命を守るための最善の行動をとりましょう。	緊急安全確保 ※2 (町が発令)
警戒レベル 4 (全員避難)	速やかに避難場所へ避難しましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 ※3 (町が発令)
警戒レベル 3 (高齢者等は避難)	避難に時間を要する方(高齢者、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は、避難しましょう。その他の方は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (町が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (警報級の可能性) (気象庁が発表)

※1 警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。

※2 警戒レベル5(緊急安全確保)は、市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではありません。

※3 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令いたします。

母子・父子家庭医療費支給事業の所得制限について

住民課 内線 247 1階 ①番窓口

令和元年8月1日より母子・父子家庭医療に所得制限を設けております。令和3年10月31日までは下記表のとおりとなりますが、令和3年11月1日以降は児童扶養手当の所得制限額を準用します。

令和2年11月1日～令和3年10月31日	令和3年11月1日～
児童扶養手当の所得制限を超過しており所得が300万円以上	児童扶養手当の所得制限を準用

(単位:円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人
児童扶養手当 所得制限額	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000

※扶養親族等1人につき38万円加算